

常 陸 太 田 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 3 月

目 次

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1 P
2 取り組みの経緯	1 P
3 行動計画の作成	2 P

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的	3 P
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4 P
3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点	5 P
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6 P
5 対策推進のための役割分担	7 P
6 行動計画の主要6項目	8 P
(1) 実施体制	9 P
(2) 情報収集・提供	10 P
(3) 予防・まん延防止	11 P
(4) 予防接種	12 P
(5) 医療	13 P
(6) 市民生活等の安定確保	14 P
7 発生段階	14 P

第3章 各段階における対策

○ 未発生期	17 P
1 実施体制	17 P
2 情報収集・提供	17 P
3 予防・まん延防止	18 P
4 予防接種	18 P
5 医療	19 P
6 市民生活等の安定確保	19 P
○ 海外発生期	21 P
1 実施体制	21 P
2 情報収集・提供	21 P

3	予防・まん延防止	2 2 P
4	予防接種	2 2 P
5	医療	2 3 P
6	市民生活等の安定確保	2 3 P
○	国内発生期（県内未発生期）	2 5 P
1	実施体制	2 5 P
2	情報収集・提供	2 6 P
3	予防・まん延防止	2 6 P
4	予防接種	2 7 P
5	医療	2 7 P
6	市民生活等の安定確保	2 7 P
○	県内発生早期（市内発生早期）	2 9 P
1	実施体制	2 9 P
2	情報収集・提供	3 0 P
3	予防・まん延防止	3 0 P
4	予防接種	3 1 P
5	医療	3 2 P
6	市民生活等の安定確保	3 2 P
○	県内感染期（市内感染期）	3 4 P
1	実施体制	3 4 P
2	情報収集・提供	3 5 P
3	予防・まん延防止	3 6 P
4	予防接種	3 7 P
5	医療	3 7 P
6	市民生活等の安定確保	3 7 P
○	小康期	3 9 P
1	実施体制	3 9 P
2	情報収集・提供	3 9 P
3	予防・まん延防止	4 0 P
4	予防接種	4 0 P
5	医療	4 1 P
6	市民生活等の安定確保	4 1 P

参 考 資 料

用語解説	4 2 P
------	-------

第1章 はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済におよぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国県、市町村、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取り組みの経緯

わが国では、平成 17 年（2005 年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、これを踏まえて茨城県でも「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、その後の感染症法の改正や科学的知見の蓄積を踏まえ、国及び茨城県ともに数次の計画改定を行ってきた。

この様な中、平成 21 年（2009 年）4 月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、わが国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

市でもこの時に「常陸太田市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、実際の現場での運用や対応等について、多くの知見や教訓が得られたところである。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至ったわけである。

本市においても、この法律による政府行動計画の制定や同時に策定される茨城県行動計画に基づき、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、本市の行動計画を策定するものである。

3. 行動計画の作成

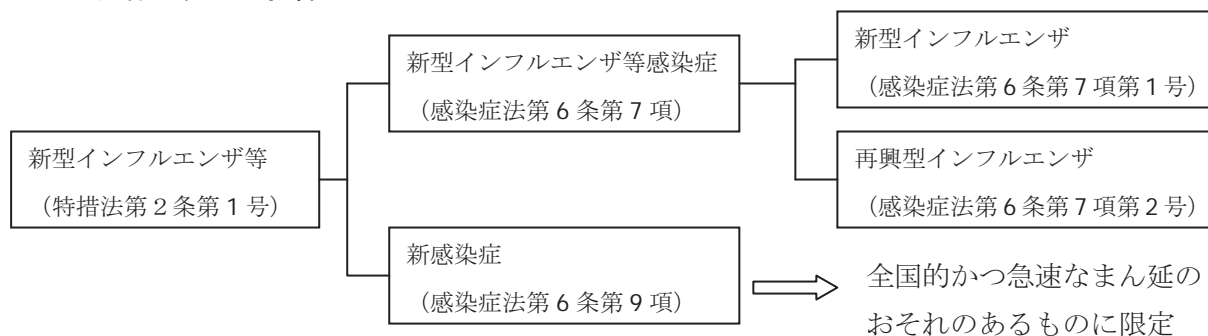
国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を策定するとともに、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

これに基づき、平成26年2月に茨城県が「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を改正し、「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成したところである。

これらを踏まえ、本市においても、特措法第8条の規定に規定される市町村行動計画として、新たに「常陸太田市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定する。市行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの



なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れるなどにより、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合は、本市においても適時適切に市行動計画の見直しを行うものとする。

また、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画の参考事項「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」によるもののほか、茨城県が別に定める「高病原性鳥インフルエンザ発生時における対応マニュアル」によるものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に係る重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。

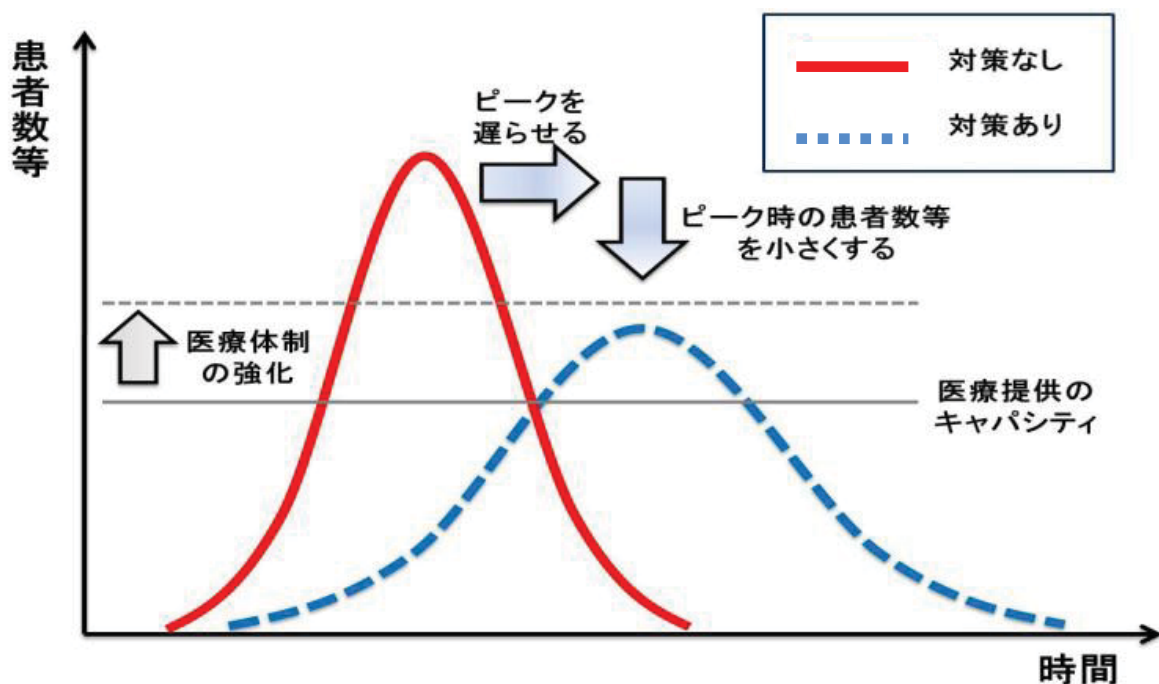
- ①感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ②流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。
- ③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済におよぼす影響が最小となるようにする。

- ①地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ②業務継続計画等を作成し、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

なお、新型インフルエンザの発生の時期や、形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時細心の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、国や県の動きを見据えながら、本行動計画を見直すとともに、必要に応じた修正を随時行っていくこととする。

<対策の効果 概念図>



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等の様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画においては、科学的知見や本市の社会状況、医療体制、受診行動の特徴も考慮しつつ各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた対策を目指すとともに新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、国や茨城県と連携を図りながら次の点を対策の柱として一連の流れで対応する。

- 発生前の段階では、国、茨城県等が行う水際対策の実施体制構築への協力、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの供給体制への協力、本市における医療体制の整備、市民に対する啓発を実施する。また、本市、医療機関等においては業務継続計画を作成し、発生に備えた事前の準備を行うことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国が行う検疫の強化等に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染の恐れのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、茨城県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請についての周知を図るとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- 国内外の発生当初の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適正な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、茨城県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情に応じて、茨城県新型インフルエンザ等対策本部と協議のうえ、柔軟な対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等への対応は不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制

等、医療対応以外の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市等による対策だけでは限界があり、市民一人一人が日頃からの手洗いやうがい、マスクの着用等、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄の準備を行うことが必要である。

市行動計画は、市としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり、具体的な対応方策については、国、茨城県等の示す対応マニュアルを参考として諸々の対策を講じていくものとする。

3. 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

国、茨城県、常陸太田市は新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時には特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、相互に連携し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意することとする。

(1) 基本的人権の尊重

国、茨城県、常陸太田市は新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県知事は医療関係者への医療等の実施の要請等や不要不急の外出の自粛等の要請等の実施にあたって、市民・県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるように制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要がある。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市対策本部は相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には政府対策本部長又は県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存することとする。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性、感染力等の要員や人の免疫の状態等、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いもの低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、「全人口の 25%が罹患する」とし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は 0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は 2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市の行動計画でもこれを参考とする。

なお、これらの推計は新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響は考慮していない。

区 分		常陸太田市 (約 5.2 万人)	茨 城 県 (約 300 万人)	全 国 (約 1 億 2,700 万人)
医療機関受診者数		約 5,200 人 ～ 10,200 人	約 31 万人 ～ 約 58 万人	約 1,300 万人 ～ 2,500 万人
中 等 度	入院患者数の上限 (1 日最大入院患者数)	約 200 人 (約 40 人)	約 13,000 人 (約 2,300 人)	約 53 万人 (10.1 万人)
	死亡者数	約 70 人	約 4,000 人	約 17 万人
重 度	入院患者数の上限 (1 日最大入院患者数)	約 800 人 (約 160 人)	約 48,000 人 (約 9,200 人)	約 200 万人 (約 39.9 万人)
	死亡者数	約 260 人	約 15,000 人	約 64 万人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 市民の 25%が流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒（免疫を得て）し、職場に復帰する。
- ② ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業、福祉サー

ビス事業の縮小等)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、国、茨城県及び各関係機関と連携した取り組みが重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

(1) 国の役割

- ①新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ②新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際競争力の推進に努める。
- ③新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。
- ④国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。なお対策の実施にあたっては、医学、公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 茨城県の役割

- ①新型インフルエンザ等が発生した時は、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ②特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を果たす。
- ③市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 常陸太田市の役割

- ①市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に実施する責務を有する。
- ②市は、住民に最も近い基礎自治体であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、茨城県や近隣市町村、市医師等関係機関と緊密な連携を図る。

(4) 市内医療機関の役割

- ①新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。

- ②新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等の発生時における患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ③新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定地方公共機関の役割

- ①新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- ②新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- ①登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- ②新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ③新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ①新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策を行う。
- ②国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

- ①新型インフルエンザ等対策としてだけでなく、通常のインフルエンザにおいても、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケットなどその予防の実践に努める。
- ②新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、その対策に関する正しい知識を持ち、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。
- ③新型インフルエンザ等の発生に備え、個人レベルにおいても食料品、生活必需品等の備蓄を行うように努める。
- ④新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等について情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6. 行動計画の主要6項目

本行動計画では、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済におよぼす影響が最小となるようにする」この2点を達成するため、具体的な対策として1) 実施体制、2) 情報収集・提供、3) 予防・まん延防止、4) 予防接種、5) 医療、6) 市民生活等の安定の確保の主要6項目についてそれぞれ定めることとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合には、多数の市民の生命・健康に甚大な被害をおよぼすほか、社会・経済活動の縮小及び停滞を招く恐れがあり、国、茨城県、事業者、関係機関等と相互に連携を図り、一体となった取組みが必要となる。

本市の実施体制としては、常陸太田市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第4号）にもとづく「常陸太田市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）において対策の方針を決定するとともに、庁内各部局の連携を確保しながら全庁的な取組みを推進する。

また、市対策本部設置まで至らない段階においては、「常陸太田市新型インフルエンザ等警戒本部」（以下「市警戒本部」という。）、「常陸太田市新型インフルエンザ等情報連絡会議」（以下「市情報連絡会議」という。）を設置し、同様に庁内各部局の連携を確保しながら、全庁的な取組みを推進する。

①常陸太田市新型インフルエンザ等対策本部

本部長	市長			
副本部長	副市長			
本部員	教育長	総務部長	政策企画部長	市民生活部長
	保健福祉部長	福祉事務所長	農政部長	商工観光部長
	建設部長	消防長	上下水道部長	議会事務局長
	教育次長	会計管理者	秘書課長	
	その他市長が必要と認めた者			
事務局	健康づくり推進課			
設置基準	国内（県内・市内）で感染が拡大し、市長が必要と認めた場合			

②常陸太田市新型インフルエンザ等警戒本部

本部長	副市長			
副本部長	教育長	保健福祉部長		
本部員	総務課長	情報政策課長	防災対策課長	市民協働推進課長
	環境政策課長	社会福祉課長	子ども福祉課長	高齢福祉課長
	農政課長	商工振興・企業誘致課長		消防本部総務課長
	教育総務課長	指導室長		
	その他副市長が必要と認めた者			
事務局	健康づくり推進課			
設置基準	国内で感染者が発生し、副市長が必要と認めた場合			

③常陸太田市新型インフルエンザ等情報連絡会議

座長	保健福祉部長
座長代理	健康づくり推進課長
構成員	総務課長 情報政策課長 防災対策課長 子ども福祉課長 高齢福祉課長 消防本部総務課長 教育総務課長 その他保健福祉部長が必要と認めた者
事務局	健康づくり推進課
設置基準	海外で感染者が発生し、保健福祉部長が必要と認めた場合

(2) 情報収集・提供

①考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、国及び茨城県と連携のうえ、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、その情報を分析して各判断につなげることが重要である。

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通認識のもと本市、国、茨城県、医療機関、事業者、市民のそれぞれが役割を認識し、十分な情報をもとに判断し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において国、茨城県、本市、医療機関、事業者、市民の間でコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供ではなく、情報の受け取り手の反応の把握まで含むことに留意する。

②情報提供の手段

市民への情報提供にあたっては、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、市広報、防災行政無線、ホームページ等既存の手段を活用するとともにテレビ、ソーシャルネットワーク（SNS）等利用可能なあらゆる媒体を用いて情報の提供を図る。また、外国人、障害者等情報が届きにくい人にも十分配慮し、複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

【情報提供手段として利用可能な媒体】	
・新聞、テレビ（記者発表）	・常陸太田市防災行政無線
・常陸太田市広報	・常陸太田市ホームページ
・ソーシャルネットワーク（SNS）	・広報車

③発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、茨城県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。このような事前の対応を行うことが、発生した場合に市民が正しく行動をするうえで大変有効となる。特に、児童、生徒等に対しては、学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが重要となる。

また、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者に責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

④発生時における市民等への情報提供及び共有

発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、情報媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割は重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要となる。誤った情報が出た場合には、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で迅速に情報を提供する。

また、市民への情報収集の利便性向上のため、本市だけでなく、国、茨城県、指定公共機関の情報を集約し、総覧できるサイトを必要に応じ開設する。

⑤情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容を統一することが肝要であり、情報を集約し一元的に発信する広報担当チームを設置する。また、提供する情報の内容に応じて適切な者が情報を発信することが重要となる。更にコミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、電話相談窓口を設置するなど、地域において市民の不安に応えるための手段を講じるとともに常に発信した情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報に活かしていくこととする。

(3) 予防・まん延防止

①考え方

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制整備を図るための時間を確保するとともに流行のピーク時の受診患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、茨城県では、県内の対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行うことになる。本市は、茨城県の方針を踏まえ、対策の実施・継続・縮小・中止を決定する。

②主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者との濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）などの感染症法にもとづく措置を行うとともに、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい及び人混みを避けることなどの基本的な感染対策を実施するように促す。

地域対策、職場対策については、国内における発生初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、茨城県が不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等を行うことが想定されるため、必要に応じ適宜協力する。

(4) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では、新型インフルエンザに限って記載する。

② 特定接種

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第28条にもとづき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、次の者である。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

なお、特定接種に関する接種対象者の範囲や接種順位等については、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとしている。

イ 特定接種の接種体制

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に自らの職員に速やかに特定接種を実施する。新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員は、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

③ 住民接種

ア 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条にもとづき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）にもとづく接種を行うこととなる。

住民接種の接種対象者の範囲や接種順位に関する基本的な考え方は、政府行動計画に示されてい

るとおりである。

なお、住民接種の接種対象者については、国は次の4群に分類することを基本とし、接種順位については、この分類にもとづき政府対策本部が決定することになる。

(ア) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクの高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

(イ) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

(ウ) 成人・若年者

(エ) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

イ 住民接種の接種体制

住民接種については、原則として学校や保健センター等を活用した集団接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

ウ 留意点

「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

①考え方

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで、不可欠の要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備にあたっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について十分な検討や情報収集が必要である。

②医療体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合、茨城県は、二次保健医療圏等の圏域を単位として市郡医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接な連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。本市は、保健所、市医師会等と連携を図りながら医療体制の整備に協力する。

茨城県に「帰国者・接触者外来」が設置された場合、本市においても、その周知を図る等の協力を行う。また、新型インフルエンザ等発生時には、患者数の増加が予想されるため、医療機関の収容能力を越えた場合には、対象者の振り分けを行い、県との協議の上、臨時の医療施設等で医療を

提供することや在宅療養を含めた医療体制を整備していくことを検討する。

医療分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関との迅速な情報共有が必須であり、市医師会等との連携を図ることが重要となる。

(6) 市民生活等の安定の確保

国の予測によると、新型インフルエンザ等が全人口の25%が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされ、本人や家族の罹患等により、市民生活及び経済に大きな影響を与えるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、国、茨城県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録業者と連携し、特措法にもとづき事前に十分に準備を行うとともに一般の事業者においても事前の準備を行うよう要請する。

また、市内感染期において、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）等について、茨城県と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手法を検討する。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を抑え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。国全体での各発生段階の移行については、WHOのフェーズ引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、茨城県が必要に応じて国と協議のうえで、判断することとされている。市行動計画では、発生段階を次の6つに定めることとし、市行動計画で定められた対策を国や茨城県が定めた発生段階に応じて実施することとする。

(1) 未発生期

新型インフルエンザ等が発生していない状態

(2) 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

(3) 国内発生期（県内未発生期）

国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、茨城県内では患者が発生していない状態

(4) 県内発生早期（市内発生早期）

地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

(5) 県内感染期（市内感染期）

地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

(6) 小康期

地域で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<WHO 及び国, 本市の発生段階>

	WHO	国の分類	本市	状態
発生段階	フェーズ 1~3	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	フェーズ 4~6	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
		国内発生早期 / 国内感染期	国内発生期 (県内未発生期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、茨城県内では発生していない状態
			県内発生早期 (市内発生早期)	県内(市内も含む)で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
			県内感染期 (市内感染期)	市内も含む県内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (感染拡大~まん延~患者の減少に至る時期を含む)
	ポストパンデミック期	小康期	小康期	県内の新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態

【各論】各段階における対策

未発生期

<現況>

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物インフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 1 発生に備えて体制の整備を行う
- 2 関係機関と連携のもと、情報収集につとめる

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず市行動計画等を踏まえ、国及び茨城県等関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での共通認識を図るため、市民への継続的な情報提供を行う。

1 実施体制	担当部署
(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定にもとづき行動計画を策定し、必要に応じ見直しを行う。	保健福祉部
(2) 体制の整備及び国、茨城県等との連携 ・ 本市における取組体制を整備・強化するため、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定を進める。 ・ 国、茨城県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換や連携体制の確認、訓練等を実施する。	総務部 保健福祉部 関係部署 保健福祉部 関係部署

2 情報収集・提供	担当部署
(1) 情報の収集 ・ 国、茨城県等の関係機関を通じ、新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。 【情報収集源】 国際機関（WHO 等） 国立感染症研究所 独立行政法人 動物衛生研究所 検疫所等 ・ 学校、保育園、幼稚園等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の児状況を調査し、インフルエンザ流行状況を早期に探知する。	保健福祉部 教育委員会

<p>できるように接種体制を構築する。</p> <p>(2) 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び茨城県の協力を得ながら特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。 ・円滑な接種の実施のために、国及び茨城県の支援を受けながら、広域的なワクチン接種について、関係機関と協議し、体制を整備する。 ・国による技術的な支援（接種体制の具体的モデル）の提示を受け、速やかに住民接種を実施することができるように市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、医療従事者体制や接種の場所、接種時期の周知・予約等の具体的な実施方法について、準備を進める。 	<p>保健福祉部 商工観光部 教育委員会</p>
---	----------------------------------

5 医療	担当部署
<p>(1) 地域医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県との連携のもと市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市消防等の関係者と連絡・調整し、市における新型インフルエンザ等発生時の医療体制を継続的に把握する。 ・地域の感染症指定医療機関の状況、入院病床の数など、地域の医療情報を茨城県及び市医師会の協力を得て、収集する。 ・国、茨城県の動向を見ながら、新型インフルエンザ等発生時の医療体制を継続的に把握する。 <p>(2) 市内感染期に備えた医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県及び市医師会等関係機関と協力し、臨時的な医療施設を設置する場合について検討する。 ・休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の備蓄を計画的に進める。 	<p>保健福祉部 消防本部</p> <p>保健福祉部 消防本部</p>

6 市民生活等の安定の確保	担当部署
<p>(1) 市内感染期における社会的弱者への対応</p> <p>市内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要支援者への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について検討する。</p> <p>(2) 火葬能力等の把握</p> <p>茨城県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備</p>	<p>保健福祉部</p> <p>市民生活部</p>

<p>する。</p> <p>(3) 物資及び資材の備蓄等</p> <p>新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他物資及び資材(マスク、使い捨て手袋、手指消毒液等)の備蓄を計画的に進める。</p>	<p>保健福祉部</p>
---	--------------

海外発生期

<現況>

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内（県内）では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 1 国内の状況を注視しつつ、地域発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 市内発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 2 海外での発生状況について注意喚起をするとともに地域で発生した場合の対策について、的確な情報提供を行い、市民、事業者等に準備を促す。

1 実施体制	担当部署
(1) 体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、「新型インフルエンザ等情報連絡会議」を設置し、関係部署の情報共有を図るとともに市の初動対処方針について協議・決定する。 ・政府対策本部及び茨城県対策本部が設置されたときは、速やかに市の体制を整備し、国、茨城県等からの情報収集を行い、国の基本的対処方針及び茨城県の対策等を踏まえ、今後の市の対策を決定する。 ・新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを継続するための準備を行う。 (2) 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の医療体制の確保や市民への予防接種の実施にあたり市医師会等関係団体と連絡調整を図る。 	全部署 保健福祉部 保健福祉部 関係部署
2 情報収集・提供	担当部署
(1) 情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県等を通じ、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する情報を収集する。 【情報収集源】 国際機関（WHO等） 国立感染症研究所 独立行政法人動	保健福祉部 教育委員会

<p style="text-align: center;">物衛生研究所 検疫所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、市内学校、幼稚園、保育園等でインフルエンザの集団発生の把握を強化する。 <p>(2) 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び茨城県が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内（地域で発生した場合に必要な対策等について、市ホームページ、市広報紙、防災無線等を活用し、市民に迅速かつ分かりやすく情報を提供する。 ・市内学校、幼稚園、保育園等を通じ、児童、生徒等及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。 <p>(3) 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県、市医師会、関係機関等とインターネットやメール等を活用したリアルタイムによる双方向の情報共有を図る。 ・学校長会、園長会議等を通して、市の今後の対応、新型インフルエンザ等の発生状況、病原性等についての情報の共有化を図る。 <p>(4) 相談窓口（コールセンター）の設置</p> <p>市民からの一般的な問い合わせに対応するため、健康づくり推進課内に相談窓口を設置し、茨城県、関係機関等との連携もと適切な情報提供を行う。</p>	<p>総務部 政策企画部 保健福祉部 教育委員会</p> <p>政策企画部 保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
---	--

<p>3 予防・まん延防止</p> <p>(1) 感染拡大防止策の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県との連携のもと、地域における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、市民に手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染予防策を実践するように促す。 ・市内学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設等で、基本的な感染予防策の周知を図るとともにその実践を促す。 ・市職員に対しても基本的な感染予防策を周知徹底する。 	<p>担当部署</p> <p>総務部 保健福祉部 教育委員会</p>
--	--

<p>4 予防接種</p> <p>(1) 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国により特定接種が決定された場合は、国、茨城県と連携し、特定接種の対象者となる新型インフルエンザ等対策を実施する市職員等に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 ・茨城県、市医師会等と連携し、特定接種の実施に必要な医療従事者（医師・看護師）の確保を図る。 <p>(2) 住民接種</p>	<p>担当部署</p> <p>総務部 保健福祉部 教育委員会</p> <p>保健福祉部</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県と連携し、全市民が速やかに接種できるよう、集団的接種及び個別接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。 ・茨城県、市医師会等と連携し、住民接種の実施に必要な医療従事者（医師・看護師）の確保を図る。 <p>(3) 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が発信するワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制の具体的な情報を市民へ積極的に提供する。 ・発生地域への渡航自粛について、市ホームページ、市広報紙、防災無線等を通じて周知する。 	<p>総務部 政策企画部 保健福祉部</p>
--	--------------------------------

5 医療	担当部署
<p>(1) 地域医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県と協力し、市内での患者が発生した場合の輸送体制、受入医療機関等を確認する。 ・茨城県が設置する帰国者・接触者相談センターや医療機関の帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。 	<p>保健福祉部</p>
<p>(2) 市内感染期に備えた医療の確保</p> <p>茨城県及び市医師会等関係機関と協力し、臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>(3) 医療物資の確保と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で必要とする抗インフルエンザ薬の量を把握する。 ・市内の流行に備え、医療資器材（感染防護服、マスク、消毒剤等）必要量の確保を図り、その活用方法を明確にする。 	<p>保健福祉部 消防本部</p>

6 市民生活等の安定の確保	担当部署
<p>(1) 市内感染期における社会的弱者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等感染期に援助が必要になる可能性のある世帯を確認する。 ・要支援者、一人暮らし家庭等への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について確認する。 	<p>保健福祉部</p>
<p>(2) 事業者への対応</p> <p>市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。</p>	<p>保健福祉部 商工観光部</p>
<p>(3) 遺体の火葬・安置</p> <p>茨城県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力を超える事態に備え、一時</p>	<p>保健福祉部 市民生活部</p>

的に遺体を安置できる施設等の確保を図るための準備を行う。	
------------------------------	--

国内発生期(県内未発生期)

<現況>

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内においては発生していない状態

<目的>

- 1 市内発生(県内発生)に備えて体制の整備を行う。
- 2 市内発生をできるだけ遅らせ、発生した場合の早期発見につとめる。

<対策の考え方>

- 1 市内で発生した場合に早期に発見できるように情報収集体制を強化する。
- 2 感染拡大を止めることは困難と考えられるが、感染対策の徹底により、地域発生をできるだけ遅らせるように努め、その間に市民生活及び地域経済の安定のための準備、ワクチンの接種等、地域発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 3 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、地域発生に備え、地域で発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、市民、事業者等に準備を促す。
- 4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制	担当部署
<p>(1) 体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、必要に応じて市警戒本部を設置し、速やかに情報の収集・共有・分析を行い、市の対処方針について協議・決定する。 ・政府対策本部及び茨城県対策本部が設置されたときは、状況に応じて市の体制を拡充整備し、国の基本的対処方針及び茨城県の対策等を踏まえ、今後の市の対策を決定する。 ・各部署は所管する新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続する。 <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>市内の医療体制の確保や市民への予防接種の実施にあたり、市医師会等関係団体や医療機関との連携を図る。</p> <p>(3) 緊急事態宣言への対応</p> <p>茨城県に緊急事態が宣言された場合は、市対策本部を設置、速やかに本部会議を開催し、今後の対策を協議・決定する。</p>	<p>全部署 保健福祉部</p> <p>保健福祉部 関係部署</p> <p>全部署</p>

2 情報収集・提供	担当部署
<p>(1) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県等の関係機関を通じ、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報を収集する。 【情報収集源】国際機関（WHO 等） 国立感染症研究所 独立行政法人動物衛生研究所 検疫所等 ・市内学校、幼稚園、保育園等でインフルエンザの集団発生の状況を把握する。 <p>(2) 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報、ホームページ、防災無線、チラシ等、利用可能なあらゆる媒体を活用し、国内外の発生状況や具体的な対策等を分かりやすく迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。 ・個人レベルでの感染対策として手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等を周知徹底するとともに感染が疑われ、患者となった場合の対応について周知する。また、学校、幼稚園、保育園や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。 <p>(3) 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県、関係機関等とインターネットやメール等を活用した双方向での情報共有を強化し、対策の方針や現場の状況についての情報の共有化を推進する。 ・市医師会等市内関係者との連絡調整を密にし、継続的な情報共有を図る。 <p>(4) 相談窓口の体制充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の不安解消や感染予防対策の周知のため、茨城県と連携し、相談窓口の体制を充実・強化する。 	<p>保健福祉部 教育委員会</p> <p>総務部 政策企画部 保健福祉部 教育委員会</p> <p>政策企画部 保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>

3 予防・まん延防止	担当部署
<p>(1) 市内での感染拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県と連携し、市民、市内事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策を励行するよう促す。 ・国の基本的対処方針に基づき茨城県と連携し、学校、幼稚園、保育園等の臨時休業等に関する考え方を提示する。 ・不特定多数の市民が訪れる市の公共施設に消毒液を設置するなど感染予防策を徹底する。 	<p>全部署</p>

4 予防接種	担当部署
<p>(1) 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と連携し、特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策を実施する市職員等へ、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 <p>(2) 住民接種</p> <p>国の要請に基づき、全市民が速やかに接種できるよう集団的接種及び個別接種を行うことを基本として、具体的な接種体制構築のための準備を進める。</p> <p>(3) 情報提供</p> <p>国が発信するワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等の具体的な情報を市民へ積極的に提供する。</p>	<p>総務部 保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>政策企画部 保健福祉部</p>

5 医療	担当部署
<p>(1) 地域医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県と協力し、市内で患者が発生した場合の搬送体制、受入医療機関等を確認する。 ・茨城県が設置する帰国者・接触者相談センターや医療機関の帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。 <p>(2) 市内感染期に備えた医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県及び市医師会等関係機関と協力し、臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。 ・備蓄状況に応じて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の確保をすすめる。 ・個人防護具、衛生用品等の確保をすすめ、必要なときに利用できるよう体制を整備する。 	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部 消防本部</p>

6 市民生活等の安定の確保	担当部署
<p>(1) 市内感染期における社会的弱者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等感染期に援助が必要になる可能性のある世帯を確認する。 ・要支援者、1人暮らし家庭等への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について確認する。 <p>(2) 事業者への対応</p> <p>市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策を</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部 商工観光部</p>

<p>確実に実施するように要請する。また、状況に応じて重要業務の継続、不要不急の事業の縮小の準備を行うよう要請する。</p>	
<p>(3) 遺体の火葬・安置</p> <p>茨城県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を進める。</p>	市民生活部
<p>(4) 市民・事業者への呼び掛け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、市内感染期に備え、食料品等生活必需品の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。 ・国及び茨城県が実施する食料品、生活関連物資等の適切な供給の確保や乗値上げの防止等の対応について、適宜協力する。 	<p>政策企画部</p> <p>保健福祉部</p> <p>市民生活部</p>

県内発生早期(市内発生早期)

<現況>

- ・茨城県内（市内を含む）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 市内での感染拡大を最小限に抑える。
- 2 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策を実施する。
- 2 医療体制や感染対策について、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- 3 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制	担当部署
<p>(1) 体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、直ちに茨城県へ連絡するとともに市対策本部を設置し、速やかに情報の収集・共有・分析を行い、市の対処方針について協議・決定するとともに市内発生早期に入ったことを公表する。 ・政府対策本部及び茨城県対策本部が設置されたときは、直ちに市の体制を整備し、国、茨城県等からの情報収集を行い、国の基本的対処方針及び茨城県の方針等を踏まえ、今後の対策を決定する。 	全部署
<p>(2) 関係機関との連携</p> <p>市内の医療体制の確保や市民への予防接種の実施にあたり、市医師会等関係団体や医療機関との連携を図る。</p>	保健福祉部 関係部署
<p>(3) 緊急事態宣言の措置</p> <p>茨城県に緊急事態が宣言された場合は、市対策本部を設置のうえ、速やかに本部会議を開催し、今後の対策を決定する。</p>	全部署
<p>(4) 職員の健康管理・勤務体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員等の健康管理に努めるとともに新型インフルエンザ等の症状が認め 	総務部 保健福祉部

<p>られた市職員等に対しては、出勤停止の措置をとり、受診を勧奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者と濃厚接触した市職員等に対しては、必要に応じて休暇の取得の指示や外出自粛の徹底を要請する。 	<p>消防本部 教育委員会</p>
---	-----------------------

2 情報収集・提供	担当部署
<p>(1) 情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、茨城県等の関係機関を通じ、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、対応方針、抗インフルエンザウイルス薬及びワクチンの有効性・安全性等に関する情報を継続して把握する。 【情報収集源】国際機関（WHO等） 国立感染症研究所 独立行政法人動物衛生研究所 検疫所等 茨城県、保健所、周辺市町村、医療機関等との連絡を密にし、市内及び周辺での発生状況を把握する。 市内学校、幼稚園、保育園等でのインフルエンザの集団発生の状況を把握する。 <p>(2) 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市広報、ホームページ、防災無線、チラシ等、利用可能なあらゆる媒体を活用し、国内外の発生状況や具体的な対策等を分かりやすく出来る限りリアルタイムで市民への情報提供を行う。 市民一人一人が採るべき行動を分かりやすく伝え、個人レベルでの感染対策として手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等を周知徹底するとともに感染が疑われ、患者となった場合の対応について周知する。また、学校、幼稚園、保育園や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。 <p>(3) 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、茨城県、関係機関等とインターネットやメール等を活用した双方向での情報共有を強化し、対策の方針や現場の状況についての情報の共有化を推進する。 市医師会等市内関係者との連絡調整を密にし、継続的な情報共有を図る。 <p>(4) 相談窓口の体制充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の不安解消や感染予防対策の周知のため、茨城県と連携し、国のQ&A等からの情報をもとに相談体制の継続・強化を図る。 	<p>保健福祉部 教育委員会</p> <p>総務部 政策企画部 保健福祉部</p> <p>政策企画部 保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>

3 予防・まん延防止	担当部署
(1) 地域での感染拡大防止対策	保健福祉部

<p>供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>(5) 学校・公共施設等の臨時休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校、幼稚園、保育園及び公共施設の臨時の休業について検討する。 <p>(6) 緊急事態が宣言されている場合の対応</p> <p>国が緊急事態宣言を行い、茨城県内の区域が指定された場合には、上記の対策に加え必要に応じて以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的に供給するため、消毒その他、衛生上の措置等を実施する。 ・茨城県等と連携し、市民生活及び経済安定のため、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、価格の高騰、また、買占め、売り惜しみ等を生じないように調査・監視するとともに必要に応じて関係団体に対して安定供給の確保や便乗値上げの防止を要請する。また、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。 	<p>教育委員会</p> <p>市民生活部 保健福祉部 商工観光部 上下水道部</p>
---	--

県内感染期(市内感染期)

<現 況>

・市内も含む県内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
(感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む)

<目 的>

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2 市民一人一人がどのように行動すべきかを分かりやすく解説した情報提供（感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動等）を積極的に行う。
- 3 受診患者数を減少させ、入院患者や重症患者の数をなるべく少数に抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った時点から速やかに実施する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療が受けられるように対処し、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 市職員の欠勤者の増大が予測されるが、市民生活、地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフラインの事業活動を継続する。
- 6 感染状況の進展に応じ、必要性の低下した対策の縮小及び中止の判断を適時適切に行い実行する。

1 実施体制	担当部署
<p>(1) 体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大状況を受け、市対策本部において、速やかに情報の収集、共有、分析を行い、本市の対処方針について、協議・決定するとともに、市内感染期に入ったことを公表する。 ・政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、直ちに状況に応じて本市の体制を整備し、国の基本的対処方針及び茨城県の対策等を踏まえ今後の対策を決定する。 ・所管する新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活に不可欠な行政サ 	全部署

<p>ービスを優先して継続する。</p> <p>(2) 関係機関との連携 市内の医療体制の確保や市民への予防接種の実施にあたり、市医師会等関係団体や医療機関との緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 緊急事態宣言の措置 ・茨城県に緊急事態が宣言された場合は、市対策本部を設置のうえ、速やかに本部会議を開催し、今後の対策を決定する。 ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。</p> <p>(4) 職員の健康管理・勤務体制 ・引き続き、職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等の症状が、認められた職員に対しては、出勤停止の措置をとり、受診を勧奨する。 ・患者と濃厚接触した職員に対しては、必要に応じて休暇の取得を指示するとともに外出自粛の徹底を要請する。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>全部署</p> <p>総務部 保健福祉部 消防本部 教育委員会</p>
--	---

2 情報収集・提供	担当部署
<p>(1) 情報収集 ・国、茨城県等の関係機関を通じ、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、対応方針、抗インフルエンザウイルス薬及びワクチンの有効性・安全性等に関する情報を引き続き収集する。 【情報収集源】国際機関（WHO等） 国立感染症研究所 独立行政法人動物衛生研究所 検疫所等 ・茨城県、保健所、周辺市町村、医療機関等との連絡を密にし、市内及び周辺での発生状況を把握する。 ・市内学校、幼稚園、保育園等でのインフルエンザの集団発生の状況を把握する。</p> <p>(2) 情報の提供 ・市広報、ホームページ、防災無線、チラシ等、利用可能なあらゆる媒体を活用し、国内外の発生状況や具体的な対策等を分かりやすく出来る限りリアルタイムで市民への情報提供を行う。 ・市民一人一人が採るべき行動を分かりやすく伝え、個人レベルでの感染対策として手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等を周知徹底するとともに学校、幼稚園、保育園や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても情報を提供</p>	<p>保健福祉部 教育委員会</p> <p>総務部 政策企画部 保健福祉部</p>

<p>する。</p> <p>(3) 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県、関係機関等とインターネットやメール等を活用した双方向での情報共有を強化し、対策の方針や現場の状況についての情報の共有化を推進する。 ・市医師会等市内関係者との連絡調整を密にし、継続的な情報共有を図る。 <p>(4) 相談窓口の体制充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の不安解消や感染予防対策の周知のため、茨城県と連携し、国のQ&A等からの情報をもとに相談体制を継続する。 	<p>政策企画部 保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
---	--

3 予防・まん延防止	担当部署
<p>(1) 市内での感染拡大防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び茨城県と相互に連携し、市民、事業者及び福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットの他、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策を実施するように引き続き強く要請する。 ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底と新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の受診の勧奨を要請する。 ・国が示す基本的対処方針に基づき、学校、幼稚園、保育園等の臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）を適切に行う。 ・公共交通機関、公共施設等に対し、利用者へのマスクの着用の励行及び消毒液を設置するなどの感染予防策を講じるよう要請する。 ・市主催の各種行事については、感染拡大を防止する観点から中止とする。 ・病院、福祉施設等、多数の者が居住する施設については、感染対策を強化するよう引き続き要請する。 ・茨城県及び市医師会等関係機関と連携し、ワクチン接種体制を確認する。 <p>(2) 緊急事態宣言がされている場合の対応</p> <p>国が緊急事態宣言を行い、茨城県内の区域が指定された場合には必要に応じ以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が特措法第45条第1項の規定に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことを速やかに周知徹底する。 ・茨城県が特措法第45条第2項の規定に基づき、学校、幼稚園、保育園等に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請を行う場合は、関係団体と連携して速やかに周知徹底を図る。 	<p>保健福祉部 商工観光部 教育委員会</p> <p>保健福祉部 商工観光部 教育委員会</p>

4 予防接種	担当部署
<p>(1) 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び茨城県と連携し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 <p>(2) 緊急事態が宣言されている場合の対応</p> <p>国が緊急事態宣言を行い、茨城県内の区域が指定された場合には、上記の対策に加え必要に応じて以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・住民接種を円滑に進めるため、必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力要請を茨城県に依頼する。 	<p>保健福祉部 教育委員会</p> <p>保健福祉部</p>

5 医療	担当部署
<p>(1) 地域医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び茨城県の基本的対処方針を確認し、受診方法等についての情報をリアルタイムで収集する。 ・茨城県及び市医師会等関係機関と協力し、ピーク時には臨時的な医療施設での入院患者の受け入れを行う。 ・市内の状況を確認し、抗インフルエンザウイルス薬等医薬品、医療資器材が不足する場合には茨城県へ備蓄品の提供を要請する。 	<p>保健福祉部</p>

6 市民生活等の安定の確保	担当部署
<p>(1) 社会的弱者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の生活支援に関する対応を実施する。 ・要支援者、一人暮らしの家庭等への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）を実施する。 <p>(2) 事業者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の徹底を要請する。 <p>(3) 市民への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。 ・生活関連物資等の適切な供給を図るため、必要に応じて関係団体等を通じ 	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部 商工観光部</p> <p>保健福祉部 商工観光部</p>

<p>供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>(4) 緊急事態が宣言されている場合の対応</p> <p>国が緊急事態宣言を行い、茨城県内の区域が指定された場合には、上記の対策に加え必要に応じて以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的に供給するため、消毒その他、衛生上の措置等を実施する。 ・ 茨城県等と連携し、市民生活及び経済安定のため、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、価格の高騰、また、買占め、売り惜しみ等を生じないように調査・監視するとともに必要に応じて関係団体に対して安定供給の確保や便乗値上げの防止を要請する。また、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。 ・ 要支援者、一人暮らし家庭等への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）を行うとともに病院等への搬送、死亡時の対応を行う。 ・ 社会的混乱を避けるため、市民に対し、防犯・防災活動等への協力を要請する。 ・ 火葬場の稼働時間を延長するなどして可能な限り火葬炉を稼働させる。 ・ 死亡者が増加し、火葬能力を越えた場合、茨城県からの要請に基づき一時的な遺体安置所を速やかに設置し、運用する。 ・ 多量のごみが発生することが予想されることから、市民、事業者にごみの減量化を要請するが、ごみ処理機能は従来通り維持する。 	<p>市民生活部 保健福祉部 商工観光部 上下水道部</p>
--	--

小康期

<現況>

- ・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 流行はいったん収束している状況

<目的>

- 1 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する各対策の評価を行うとともに資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響からの早急な回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報を提供する。
- 3 情報収集を継続し、第二波の発生を早期に探知する。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制	担当部署
(1) 対処方針の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における新型インフルエンザ等の流行の終息を受け、本市の対処方針を変更するとともに小康期に入ったことを公表する。 ・ 縮小、中止していた市の業務を順次再開する。 	全部署
(2) 対策の評価・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ市行動計画、対応マニュアル等の見直しを行う。 	保健福祉部
(3) 対策本部の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づく緊急事態宣言が解除されたとき、又は茨城県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。 ・ 関係部署間での意見調整や情報共有を図るため、新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催する。 	全部署

2 情報収集・提供	担当部署
(1) 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、茨城県等の関係機関を通じ、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応に関する情報を引き続き収集する。 【情報収集源】国際機関（WHO 等） 国立感染症研究所 独立行政法人	保健福祉部 教育委員会

<p style="text-align: center;">動物衛生研究所 検疫所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再流行を早期に探知するため、市内学校、幼稚園、保育園等でのインフルエンザ等の集団発生状況の把握を継続する。 <p>(2) 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報、ホームページ、防災無線、チラシ等、利用可能なあらゆる媒体を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性についての情報を提供する。 ・市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。 <p>(3) 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、茨城県、関係機関等とインターネットやメール等を活用した双方向での情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に備え、対策方針や現場の状況を再度把握する。 <p>(4) 相談窓口の縮小・中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談状況を確認するとともに茨城県からの要請に基づき相談窓口を縮小又は中止する。 	<p>総務部 政策企画部 保健福祉部</p> <p>政策企画部 保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
---	--

3 予防・まん延防止	担当部署
<p>(1) 市内での感染拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行の経過を踏まえ、第二波に備えて感染拡大防止策を見直し、改善に努める。 ・再流行に備え、まん延防止対策物品の備蓄の確認・見直しを行い、不足物品の補充を行う。 <p>(2) 家畜・家きんへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜・家きんにおける伝染病流行状況を確認する。 	<p>保健福祉部</p> <p>農政部</p>

4 予防接種	担当部署
<p>(1) 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二波の流行に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 <p>(2) 緊急事態が宣言されている場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び茨城県と連携し第二波の流行に備え、必要に応じ、特措法第46条に基づき市民に対する予防接種を進める。 	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>

5 医療	担当部署
(1) 地域医療体制 ・ 臨時的な医療施設での対応は、茨城県と協議のうえ、通常の外来・感染症指定医療機関での対応が可能と判断された時点で終了する。	保健福祉部
(2) 医療物資の確保 ・ 第二波の流行に備え、抗インフルエンザ薬確保、必要に応じて医療資器材の補充を行う。	保健福祉部

6 市民生活等の安定の確保	担当部署
1) 社会的弱者への支援 ・ 引き続き、要支援者への生活支援に対する対応を実施し、必要に応じて対応を縮小し、順次、平常の体制へ移行する。	保健福祉部
(2) 市民・事業者への呼び掛け ・ 必要に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。 ・ 必要に応じ、国及び茨城県が実施する、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみへの対応について、適宜協力する。	市民生活部
(3) 緊急事態が宣言されている場合の対応 ・ 国及び茨城県と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。	保健福祉部

【 用 語 解 説 】

(アイウエオ順)

■インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニターゼ (NA) という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/ソ連型 (H1N1)、A/香港型 (N3N2) というのは、これらの亜型を指している。)

■家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

■感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

■帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

■帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

■業務継続計画

災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ作成しておく計画のこと。

■抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害薬は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

■コールセンター

新型インフルエンザ等の発生時に、住民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な問合せに対応する電話窓口

■個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、医療処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

■死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数

■新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

■新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

平成 21 年（2009 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフ エンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、平成 23 年（2011 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」として

■新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

■鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

■濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

■パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

■パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

■病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能力などを総合した表現

■プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

常陸太田市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行者：常陸太田市

発行月：平成27年 3月

編集：常陸太田市保健福祉部健康づくり推進課

常陸太田市稲木町33

TEL 0294-73-1212

FAX 0294-73-1213